

○村中総括調整官 定刻になりましたので、第244回「社会保障審議会介護給付費分科会」を開催いたします。

委員の皆様方におかれましては、お忙しい中、御出席を賜りまして誠にありがとうございます。

本日は、こちらの会場とオンライン会議を活用しての開催とさせていただきます。

また、本会議は動画配信システムでのライブ配信により公開いたします。

本日の委員の出席状況ですが、大石委員、小林委員、中島委員、正立委員より、御欠席の連絡をいただいております。

また、御欠席の大石委員に代わり新田参考人、小林委員に代わり松野参考人に御出席いただいております。

以上により、本日は19名の委員に御出席いただいておりますので、社会保障審議会介護給付費分科会として成立することを御報告いたします。

なお、事務局でございますが、老健局長については公務のため欠席となりますので、併せて御報告を申し上げます。

それでは、議事に入る前に資料の確認と、オンライン会議の運営方法の確認をさせていただきます。

事前に送付しております資料を御覧ください。同様の資料をホームページにも掲載してございます。

次に、会議の運営方法でございます。オンラインにて出席の委員の皆様におかれては、会議の進行中は基本的にマイクをミュートにいただき、御発言をされる際にはZoomツールバーの「リアクション」から「手を挙げる」をクリック、分科会長の御指名を受けてからマイクのミュートを解除して御発言いただくようお願いいたします。

御発言が終わりました後は、再度マイクをミュートにいただきますようお願いいたします。

冒頭のカメラ撮影は、ここまでとさせていただきます。

それでは、以降の進行は田辺分科会長をお願いいたします。

○田辺分科会長 それでは、議事次第に沿って進めさせていただきます。

本日は、議題1として「令和7年度介護事業経営概況調査の実施について」、議題2として「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和7年度調査）の進め方及び実施内容について」、議題3といたしまして「福祉用具の給付実態における上限価格設定の影響について」、以上の3つを議論並びに報告を行いたいと存じます。事務局におかれましては資料説明を簡潔に行っていただくとともに、各委員におかれましても御発言は論点に沿って簡潔に行っていただくよう御協力をお願いいたします。

それでは、まず議題1の「令和7年度介護事業経営概況調査の実施について」の議論を

行いたいと思います。事務局より、資料の説明をお願いいたします。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

資料1を御覧ください。「令和7年度介護事業経営概況調査の実施について」を御説明させていただきます。

まず「1 調査の目的」ですが、介護事業経営概況調査は各サービス施設・事業所の経営状況を把握し、次期介護保険制度の改正及び介護報酬の改定に必要な基礎資料を得ることを目的としています。

「2 調査時期及び公表時期」ですが、本調査は本年5月の実施を予定しております。5月に調査票を配布し、令和5年度と令和6年度の決算額を調査することで、令和6年度介護報酬改定の前後2年分の収支状況を把握することとしています。

「公表時期」については通常実施した年の12月頃に公表しており、今回の調査結果についても本年12月頃を予定しております。

3の「調査対象等」ですが、調査対象サービスはこれまでの調査と同様、全ての介護保険サービスを対象に調査を実施することとしています。

「抽出方法」についてもこれまでの調査と同様、層化無作為抽出法によることとしております。

「抽出率」については、8ページ目を御覧ください。前回と同様の精度を確保できるよう設定しており、基本的には前回の令和4年度調査と同じ抽出率としておりますが、訪問介護については事業所の規模が大きいことや、前回調査における有効回答率を踏まえ、20分の1に変更しております。

1ページに戻っていただきまして、「調査項目」についてはこれまでと同様、収支の状況とともにサービス提供の状況などを調査することとしております。

続きまして、2ページを御覧ください。

「調査の基本方針」の「(1) 調査票について」です。調査票については、各サービスの収支を漏れなく取得することができるよう、令和5年度経営実態調査の調査項目を基本としつつ、必要な見直しを行うこととしています。

今回の見直しの中で追加する項目は、大きく2点です。

まず1点目は、「訪問系サービスにおける訪問状況に関する項目」です。訪問系サービスについて、訪問サービスの提供実態を踏まえた、より詳細な分析を試みるため、訪問先の状況、訪問に係る移動手段や移動時間を把握するための調査項目を追加することとしてはどうかと考えております。

2点目は、「介護テクノロジーの導入状況に関する項目」です。現在、介護分野における生産性向上の取組を進めており、その導入状況とランニングコストを把握するための調査項目を追加することとしてはどうかと考えております。

次に「特別損益に関する項目」ですが、令和5年度経営実態調査において特別利益の実態を把握する観点から、その内訳として「本部会計からの繰入額」についての調査項目を

追加したところでは、また、特別損失の「本部会計への繰入額」について、収支差率に反映すべきでない「他の事業のための費用」などを除外するため、役員報酬や退職金手当等の法人本部の運営費に限って記入するよう明記するとともに、本部会計への繰入額を把握できていない事業所について按分するための指標としての調査項目を追加したところであり、令和7年度概況調査においてもこれらの内容を反映することとしています。

次に「（２）回収率及び有効回答率の確保策」についてです。

直近の経営実態調査及び概況調査の有効回答率については、３ページのマル３のところに参考として記載をさせていただいておりますけれども、５割を下回っています。このため、回収率及び有効回答率の向上が課題であり、以下の取組を実施することを考えています。

マル１からマル４、マル６については、これまでの調査でも実施してきたことであり、今回の調査でも引き続き実施してまいります。

また、マル５の「調査項目の簡素化」についてですが、回収率の向上に当たっては必要なデータは取得しつつ、調査票への回答のハードルを低くするため、できるだけ簡素な調査票とすることが重要です。令和５年度経営実態調査において、代替による簡素化が可能と考えられる按分指標に関する調査項目の削減を行ったところであり、令和７年度概況調査においても反映をさせていただきます。

また、新型コロナウイルス感染症の影響に関する項目については削除してはどうかと考えております。

さらに、施設や設備の整備に係る資金の借入金の返済額や、長期運転資金の借入金の返済額を記載していただく財務活動等による支出の項目については、経営概況調査の目的が経営状況を把握することであり、キャッシュの動きまで把握するものではないことなどから、これらについても調査項目から削除してはどうかと考えております。

４ページ目以降に「具体的な調査項目」として介護老人福祉施設票の例をまとめております。

先ほど御説明しました「介護テクノロジーの導入状況」につきましては「（１）施設の概要」のところに追加してはどうかと考えております。

訪問系サービスにおける訪問状況については、「（１）施設の概要」の「サービス提供の状況」の中に追記してはどうかと考えており、後ほど居宅サービスの調査票の中で具体的に説明をさせていただきます。

５ページを御覧ください。

新型コロナウイルス感染症対策に特化した補助金は終了しているため、項目から削除をさせていただきます。

また、７ページを御覧ください。

サービス活動費用の合計の内数として、リース料などを含めた介護テクノロジーの保守・点検等に係る費用を記載する欄を設けております。

以上が、資料1についての説明となります。

資料1-1以降は、具体的な調査票になります。資料1-1から1-5の5種類ありまして、各サービス向けの調査票となっておりますが、資料1-4の「居宅サービス・地域密着型サービス事業所票」に今回の見直しが網羅されていますので、資料1-4に基づきまして説明をさせていただきます。赤字部分が、前回調査票からの主な修正点となっております。

2ページを御覧いただきまして、会計の区分状況として調査対象サービスの費用が区分できるかどうか、つまり当該サービスの単独会計なのか、他のサービスも含めた一体会計なのかについてお聞きをいたします。

4ページから11ページにつきましては、調査対象サービスの利用実績を記入していただくものです。

4ページを御覧いただきますと、訪問介護の例ですが、利用実績について記載いただくものでありまして、先ほど御説明したとおり、訪問系サービスについては延べ訪問回数におけるサービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームの占める割合、移動手段や移動時間について聞いております。平均的な移動時間については数値を明確に把握していない事業所もあることから、記入者負担を考慮して選択肢形式としております。

5ページ以降に、訪問入浴介護や定期巡回・随時対応型訪問介護看護などの訪問系サービスに同様の調査項目を追加しております。

12ページを御覧いただきまして、介護テクノロジーの導入状況といたしましてどのような支援機器を導入しているかを選択していただきます。直接業務に係る支援機器だけではなく、間接業務に係る支援機器もあることから、それが分かるよう選択肢の6には例示をさせていただいております。他の支援機器については、どのようなものが該当するかについて記入要領で示していきたいと考えております。

13ページは、調査対象サービスと一体的に会計を行っている併設サービスの状況を記入していただきます。令和5年度経営実態調査の調査票を反映するもので、記入者負担の観点から按分指標として調査をしていた食事延べ提供数と送迎延べ実施回数を削除しております。

14ページは、建物の状況について記入していただきます。

15ページは、職員の給与等を記入していただきます。

13ページから15ページまでの調査内容は、一体会計となっている場合の費用按分にも用いることとしております。

16ページ以降は決算の状況を記入していただくもので、16ページから17ページは収入について、18ページ以降は支出について記入していただきます。

17ページですが、補助金収入についてコロナ関連の補助金収入を記載する項目は削除し、他は令和5年度経営実態調査に合わせる修正をしております。

問４の（２）についても同様の修正をしており、法人本部における拠点区分間繰入金支出を記入していただきます。

なお、先ほど御説明したとおり、財務活動等による支出を記入する項目は削除しております。

19ページでは、新たに介護テクノロジーの保守・点検等に係る費用を記入いただく欄を追加し、他は令和５年度経営実態調査に合わせる修正をしております。支出については、調査対象サービスにおいて使用している会計基準に応じて該当するページに記入していただくこととしております。

その他のサービスの調査票についても同様の構成となっておりますので、説明は割愛させていただきます。

調査票については以上でございますが、本調査については政府統計として実施するため、分科会において調査の企画案について承認をいただいた後に総務大臣の審査承認を受ける必要がありますので、審査の過程等で変更があり得ることをあらかじめ御了承いただければと思います。

私からの説明は以上でございます。

○田辺分科会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のありました事項について御意見、それから御質問等がございましたら御発言をよろしく願いいたします。

会場の方は挙手にて、オンラインの方はZoomの「手を挙げる」機能を使用いただき、私の指名によって発言を開始してください。各委員におかれましては、発言は簡潔に行っていただきますよう御協力をお願いいたします。では、よろしく願いいたします。

それでは、まず長内委員よろしく願いいたします。長内委員は早期に御退席とお伺いしていますので、１だけでなく２、３に関してもあらかじめ申し上げておきたいということがございましたらそれも合わせてお願いいたします。

では、よろしく願いいたします。

○長内委員 分科会長、ありがとうございます。

全国市長会として発言させていただきます。論点は、ただいま事務局から説明のありました調査内容についてであります。

現在、物価高騰や人材不足などの要因により、多くの介護事業所において経営状態は危機的状況を迎えており、福祉新聞等、あるいは様々な報道によりますと、2024年度は介護事業所の倒産が過去最多を記録し、特に訪問介護事業者の倒産も過去最多を記録しているほか、小規模・零細事業所の倒産が目立っているなど、地域の介護を支えている事業所の存続は限界の状況にあります。

このたびの経営状況の調査に当たりましては、訪問系サービスの調査項目が追加されております。この調査によりまして、経営状況が特に逼迫していると考えられる小規模事業所の声を確実に反映し、併せて点在しているニーズに対応して地域を支えている事

業所が淘汰されることのないように、実態を確実に把握できるようお願いしたいと思います。

以上でございます。どうもありがとうございました。

○田辺分科会長　ありがとうございました。

それでは、奥塚委員よろしく願いいたします。

○奥塚委員　資料1につきまして、我が地方都市の実態を述べて意見を述べさせていただきます。

2 ページの朱書きの追加項目の「訪問系サービスにおける訪問状況に関する項目」についてであります。ただいまの長内委員の御意見にも少し重なるところはあるかもしれませんが、これまでも多くの意見が挙がってございましたけれども、訪問介護サービスにつきましては都市部などで集合住宅を対象に効率よく運営できる事業所と、我々のように地方で点在する利用者の家を一軒一軒訪問する事業では、収益力は都市部と地方で二極化していると言えると思います。

私ども中津市内には、集合住宅併設の訪問介護サービスを含め、約25か所の訪問介護事業所がございますが、ヘルパーの高齢化や人材不足などにより厳しい経営を強いられている事業所も見受けられます。最近では在宅の利用者、集合住宅の利用者、ともにサービス提供を行っていた事業所がヘルパーの人材不足や経営難といった理由から、集合住宅の利用者のみにサービス提供を行う方針といったようなケースもあります。

地域包括ケアシステムの推進におきまして、訪問介護サービスは在宅サービスの根幹をなす重要なサービスであるとともに、住み慣れた地域での在宅生活を継続するための必須のサービスであります。今回の経営概況調査において、訪問介護サービスをはじめとした人材不足を解消し、安定的な事業所運営のために、地域の実情に応じた介護報酬の見直しを検討していく上で詳細な分析を進めていただくとともに、綿密に検証をお願いしたいと思います。

以上です。ありがとうございました。

○田辺分科会長　ありがとうございました。

それでは、新田参考人よろしく願いいたします。

○新田参考人　本日は大石知事が公務により参加できないため、長崎県福祉保健部長の新田が参考人として出席させていただいております。

資料1の2 ページの「訪問系サービスにおける訪問状況に関する項目」につきまして、1点意見を申し上げます。

これまでの本分科会におきまして、本県からもサービス付き高齢者向け住宅や有料老人ホームなどの集合住宅を訪問する場合と、離れた居宅を一軒ずつ訪問する場合とでは事業所の経営コストに与える影響に大きな差があるため、実態に応じた介護報酬上の評価が必要であることについて意見を申し上げさせていただいておりましたところであり、今回の調査におきまして、訪問先の状況や移動時間に関する調査項目を追加いただきましたこと

に感謝を申し上げます。

調査結果の分析を通じまして、訪問系サービスの提供実態や中山間地域や離島なども含めたサービス維持のために必要な方策が明らかになることが期待されます。

今回の調査においては、実態の把握につながるよう、丁寧な分析をしていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、小泉委員よろしく願いいたします。

○小泉委員 ありがとうございます。

全国老人保健福祉施設協議会の小泉でございます。

まず、介護保険事業所の経営状況におきましては多くの課題が山積しております。事業所の経営努力のみでは限界を感じています。介護報酬改定後においても物価の上昇が続いており、食材料費、光熱水費の高騰や、さらには最低賃金の引上げにより厳しい経営環境にさらされています。事業者の経営実態を的確に把握し、介護報酬改定等に反映させていただきたいと考えます。

また、費用の支出の中に人材紹介手数料や介護テクノロジーの保守・点検等に係る費用が加えられたことは意義あることと考えます。

あとは、多くの皆様から意見が出ておりましたけれども、訪問介護におきましてはサービスの提供が困難となる地域も出てきています。2ページの記載にもあるように、訪問先の状況、訪問に係る移動手段、移動時間などについてしっかりと分析を行っていただきたいと考えております。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、石田委員よろしく願いします。

○石田委員 ありがとうございます。

今、多くの委員の皆様からもご意見があったように、同じことなのですけれども、今回の介護事業実態調査の中で、特に訪問介護に関する調査において、細かく実際にサ高住等の同一建物における訪問なのか、個別に一軒一軒訪ねる訪問なのかというところが分類できるような質問項目ができたというのは、大変内容が詳しく分かるということでよかったと思っております。赤字部分として加えられたところについては評価いたします。

ただ、その説明の中に「サ高住、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームの占める割合」とありまして、4種類の介護施設あるいは居住系施設がひとまとめになっています。今回、せっかくここまで調べるのであれば、それがサ高住なのか、有料老人ホームなのか、養護老人ホームあるいは軽費老人ホームなのかというところもはっきり分かったほうがいいのではないかと思います。せっかくの調査ですからその辺のところをもっとクリアになった方が実態が把握できると感じております。

それから、やはりこの訪問介護においてはほとんどが登録しているヘルパーであり、つまりは大半が非常勤という就労形態であるということを聞いております。この実態などを、よりしっかり把握していただいた上で、訪問介護員を正規に職員として採用できるような、そんな体制というものをぜひ追求していただければと考えております。

以上でございます。

○田辺分科会長　ありがとうございました。

それでは、田母神委員よろしく願いいたします。

○田母神委員　ありがとうございます。

概況調査の実施について意見を申し述べます。

訪問系サービスの移動に係る時間の調査については、地域の実情を捉え、サービス提供の実態を把握する上で、また職員の負担軽減の検討の観点からも重要であると考えております。

一方で、移動時間に関しましては平均時間だけですと遠距離の移動の有無が見えにくくなりますので、「最も時間を要する移動時間」についても点在する利用者の方へのサービス提供の実態を把握する上で必要ではないかと考えております。

それから、訪問に関する移動時間につきましては、看多機や小多機においても訪問がありますので、移動に関する項目を設定いただきたいと思っております。

最後に、介護テクノロジーの導入に関する調査項目については、先ほどの御説明でその他に関する記入要領を具体的にお示しいただけるという御説明であったかと思いますが、サービスの種別によりまして、例えば訪問系では利用者の情報、あるいは状態に関するICTを活用した情報連携などもありますので、そういったものも記入要領にお示しいただけるとありがたいと思っております。

以上でございます。

○田辺分科会長　ありがとうございました。

それでは、鎌田委員よろしく願いします。

○鎌田委員　ありがとうございます。

私も皆さんと同じですけれども、在宅サービスの中での訪問介護の事業所の休廃業や倒産件数が過去最多ということは今までも皆さんがおっしゃっておられて、その危機的な状況で私たち利用者、介護家族は希望する訪問介護サービスの利用が難しくなって事業所探しが本当に大変になってきています。それによって大きな不安というものも増回とかをするときになんだろうという不安を抱いております。

それで、今回の調査では訪問先の状況、訪問に係る移動手段及び移動時間の把握というふうにありますけれども、1つは訪問にかかった平均的な移動時間を聞くという設問がありますが、この平均的な移動時間を聞く理由についてまず教えていただければと思います。これは質問です。

それから要望ですけれども、ヘルパーの皆さんからは利用者宅が物理的に遠い、あるい

は大雪や台風などの自然災害に阻まれ、移動時間が長くなるケースがあるというふうになっています。ホームヘルパーの最長の移動時間というのはどのくらいになるのかというのも調査の中に入れていただけたらと思います。それとともに、一番短い時間であれば何分だったのかという最長と最短の時間をその1か月間の調査の期間の中で答えていただければと思います。

また、移動時間の給与やガソリン代などの経費の保障、可能であれば休憩時間も含めてぜひ実態を把握するための設問を増やしていただければということを希望いたします。

それともう一つの要望ですけれども、訪問介護事業所の抽出率が長く、25分の1だったものが20分の1になり、調査対象事業所が増やされています。対象事業者を増やすことで回答率が上がることを期待しますが、中小規模の事業所にどれくらい回答するゆとりがあるのか、気がかりです。

そこで、1つ提案なのですけれども、回収率を上げていただくために提出しなかった事業所宛てに提出しなかった理由を聞くような調査というのはできないのでしょうか。実態を先ほどもどなたかおっしゃっていましたが、訪問介護など、実態を知ることで制度の見直しにより現状に即したものになると思いますので、ぜひ御検討のほどをお願いいたします。

最後ですけれども、居宅サービス、地域密着型サービスでは延べ訪問回数にサービス付き高齢者向け住宅、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホームの占める割合を聞く設問が新設されています。それで、4か所まとめて質問しているのですけれども、それぞれのところに対して利用者がどれくらい訪問介護にいらっしゃるのかを今回の調査では質問していただければと思います。先ほどから皆さんもおっしゃっていますし、私も何回も申し上げましたが、併設型の事業所でその有料の老人ホームとかサ高住に行くのと、一軒一軒のおうちを回るところではかなり経営の実態とかも変わってきますので、ぜひそれが細かく分かるような調査の項目であるように御検討のほどをお願いいたします。

以上です。

○田辺分科会長 1件御質問がございましたので、回答のほうをお願いいたします。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

平均的な移動時間を聞く理由についてということでの御質問でございました。これにつきましては、移動にかかる時間がどれくらいかかっているのかということで、これは非常に長くかかっているところ、短くかかっているところということを峻別して集計ができるためにということで、平均的な移動時間というものを質問させていただくということでございます。

それで、これらにつきましては詳細な質問項目を設定することは当然可能でありますけれども、質問項目が細かくなっていくことと回答率ということがやはり相反するということもございますので、回答率を下げない中での回答しやすい質問の仕方ということでこの

ような形を提案させていただいているということでございます。

○田辺分科会長 鎌田委員、よろしゅうございますか。

○鎌田委員 はい。質問の回答しやすさというものがあると思うのですが、やはりこれまでに問題となってきたのが併設型と個人宅へ行くのとの移動時間の差というものがあり、平均になってきますとやはり中央値になってくるので実態が見えにくくなってしまうということで、せっかくの調査の実態が見えないという懸念をしておりますので、再度の御検討をお願いいたします。

以上です。

○田辺分科会長 それでは、今井委員よろしく申し上げます。

○今井委員 民間事業推進委員会の今井でございます。

私のほうからは、1点要望を申し上げたいと思います。

調査の時期についてですが、回収率及び有効回答率の確保策、これについてはこれまでの調査でも毎回指摘されていたのではないかと考えております。私ども介護事業者のも、責務としてそれはしっかり対応していかなければならないと考えております。

介護事業者の多くは年度会計となっております、3月が決算期というところが非常に多くこれに伴って、税金の確定や申請等の時期が5月と重なってしまうというような事態、これは事務的に極めて複雑、煩雑な時期に調査が重なってしまいますことも回収率が上がらない一要因ではないかと考えております。もちろん分科会の審議スケジュールや各種調査委員会での専門的な分析の必要性も承知しておりますけれども、調査時期についても検討の余地はないか、御検討をお願いしたいと考えております。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、江澤委員よろしくをお願いいたします。

○江澤委員 ありがとうございます。

1点だけ意見を申し上げます。資料1の5ページの(4)のマル2の「記入者負担軽減のため見直す」と赤字で書いてあるこれらの項目について意見を申し上げたいと思います。

現状、介護事業所の4割から5割が赤字のような状況になっています。それで、仮にかつかつの黒字であっても、例えば医療法人であれば約4割の法人税を納めた残額から借入金を返済する仕組みになっています。現状の介護報酬の設定ではキャピタルコスト、いわゆる土地や建物の償還、その負債の借入金の返済とかについては極めて厳しい状況で、今の介護報酬の設定だとなかなか土地建物までも含めた返済をできる状況にはないというのは、これも長年の経験上、感じていまして多くの人もそのように感じていると思います。したがって、今の経営状況はどうかというと、多くの事業所が当初借り入れた長期の借入金の返済が予定どおりに返済ができていないところが多々あると考えています。

では、それをどうしているかというと、運転資金として短期の借入金を借り入れて転がすことによって、自転車操業のごとくどうにか経営を回しているというところが相当多い

と感じています。したがって、経営の生命線であるキャッシュフローというのは必ず着目していかないといけないと思っております。キャッシュフロー、すなわち減価償却前の利益と借入金の返済額のバランス、まさにそこが経営が倒れるか、倒れないかの分かれ道になりますので、キャッシュフローの把握というのは極めて重要になります。

一般的に、2年連続赤字になると金融機関からの融資が極めて厳しくなり、滞ります。現状、小規模事業所も多く、経営体力も乏しい多くの事業所が本当に経営の危機に瀕しながら死に物狂いで維持をしているという状況にあると思います。したがって、先ほど申しました項目については軽減のため見直すとありますけれども、しっかりキャッシュフローが分かるような調査というのは不可欠だと思いますし、これまでこういったものの取りまとめをしたときにキャッシュフローに着目した結果はお示しができないのですが、やはりこのキャッシュフローがしっかりと分かるような調査を行う。そこは本当に事業所が倒れるかどうかの境目なので、そこはしっかりと分かるように復活していただきたい。これは要望でございます。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

では、及川委員よろしく願いいたします。

○及川委員 ありがとうございます。

日本介護福祉士会の及川でございます。私のほうから質問がちょっとありますが、御意見も申し上げたいと思います。

まず資料1の4の内容からでございます。多くの委員の皆様が訪問介護、訪問系の調査の内容を少しおっしゃっていたように、これまで集合住宅への訪問を中心としている事業所と、一戸一戸訪問する事業所の状況把握について調査項目にしっかり位置づけていただきたいというお願いを申し上げてまいりました。ここにしっかりと位置づけていただきましたことに感謝申し上げます。

同じく訪問介護の資料の中で、前回、類型別延べ訪問回数等の調査項目や、延べ訪問回数だけではなく訪問時間の合計の項目もあったと思います。この項目は、経営の状況の把握には大切な項目と考えます。もしかしたら調査内容の簡素化ということを考えていらっしゃるのかもしれませんが、なぜこの項目を削除したのか、その理由を教えてくださいということが1つ質問でございます。

もう一つ、5ページにあります訪問入浴介護で訪問する職員の主な移動手段を問う設問があります。私自身の理解が不足しているのかもしれませんが、どうしても車での移動だけをイメージいたします。徒歩や自動車、公共交通機関の選択肢がある理由を教えてくださいだと思います。

あとは、全体的な内容の中で介護テクノロジーの導入状況に関する項目がございます。生産性向上の目的のため進められているテクノロジーの導入であります、その目的の一

つに介護現場の業務を改善するということがございます。なじみづらいかもしれませんが、アンケート項目にデジタルテクノロジーの導入による効果を確認する項目を設けることについて御検討いただきたいと思います。

最後ですが、テクノロジーの導入のための費用及びランニングコストは施設事業所の規模等でそれぞれ金額も違うと思いますが、負担感が違うのではないかと思います。負担感を問う項目が必要ではないかと考えます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

訪問時間に関しての御質問がございましたので。

○堀老人保健課長 回答させていただきます。

訪問介護の類型別の訪問回数ですとか、訪問時間の項目について削除している理由はという御質問でございました。

訪問介護の類型別の訪問回数や訪問時間につきましては、回収率や記入者負担を考慮しまして利用頻度が低い項目等について見直しをした結果として、既に令和5年度の経営実態調査から調査項目として削除をさせていただいているところでございます。

過去の調査における当該調査項目の記入状況を見ますと、本来回数が一致するはずの要介護度別訪問回数と類型別の訪問回数が一致しない調査票が相当程度あるなど、記入内容の正確性にも問題が生じていたというようなことも踏まえ、見直しを行ったという経緯がございます。

○及川委員 ということは、ほかの調査で大体その実態が把握できるということでしょうか。

○堀老人保健課長 御指摘のとおりでございます。

○及川委員 ありがとうございます。

○田辺分科会長 では、東委員よりお願いいたします。

○東委員 ありがとうございます。全老健の東です。

概況調査について5ページですが、今回記入者負担軽減のために見直すということで、設備資金借入金元金償還や長期運営資金、この2項目が削除という提案がされております。

しかし、私ども老健施設でいいますと、介護保険制度が施行された2000年を目指し、事業を開始した施設が一気に増えているわけであります。その多くの老健施設が現在築25年、30年ということで、大規模修繕あるいは建替えという時期を迎えている状況でございます。そして、この大規模修繕や建替えということになりますと、昨今の物価高騰による資材の高騰、それから人手不足等による人件費の高騰もあり、大変高額になっております。

そうなりますと、建替えや大規模修繕をする際に億単位の新たな借入金を余儀なくされているというのが実情でございます。したがって、この2項目を外すというのは、先ほど江澤委員からもキャッシュフローが大事だという御意見がございましたが、私はこの2項目は外すべきではないと考えます。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょうか。

では、まず濱田委員の方からお願いいたします。

○濱田委員 恐れ入ります。訪問系サービスを中心とした新たな調査項目によりまして、各サービスの経営状況に関して実態がより明確に示されることを期待いたします。また、訪問回数と実績については計画整備対象でない施設・事業所類型について、その整備数が政令市等を含む都市部や都道府県、その他の地域でばらつきがあることも想定されます。このため、都道府県、市区町村など、地域ごとの実態が本調査で明らかにできない場合につきましては、今後実施される他の調査研究事業等で捕捉していただいてはどうかと考えております。

訪問手段につきましても、導入コストや移動時間、移動手段についても、サービス提供以外に長時間かかる場合では主として個々の住宅を訪問する事業所の場合、通常のサービス提供地域内でありましても、その地域性から時間的、交通手段的に多額に費用負担しなければならない場合も推定されますため、これにつきましても今後どのようにしてカバーしてサービスの持続可能性を高めるかを事後検討いただければ幸いです。

介護テクノロジーにつきましては近年見守り機器等もございますが、通常の介護用ソフトウェアにつきましても稼働されているものにつきまして保守メンテナンス費用以外に、例えば利用権契約のものなどは導入時以外でも例としては5年等、一定年数経過時に導入時と同様の費用が発生するケースが多い状況がございます。初回導入時に関しましては各種補助金や基金事業等で御支援いただいておりますが、これは居宅介護支援では設定はございませんが、生産性向上推進加算の単位数でカバーできているかや、機器の初回導入時だけでなく必要に応じて更新時等も各種補助金や基金事業等の対象とできるよう御検討いただければと考えます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

では、松野参考人よろしく申し上げます。

○松野参考人 連合の松野です。本日は、小林の代理で出席させていただいております。

今回、訪問系サービスにおける訪問状況、介護テクノロジーの導入状況に関する項目を新たに追加すること、また訪問介護の抽出率を増やすことは今後の議論にとって必要なことだと考えております。

その上で、訪問系サービスはサ高住のような同一建物の集合住宅に併設、隣接の事業所なのかどうか。また、それは設問に書かれているようなサ高住、養護老人ホーム、軽費老人ホーム、それから有料老人ホームの4つの全体の数値だけで見るよりも、ほかの委員の方々からも御指摘がありましたとおり、4つのうちどれに併設、隣接するのか、あるいは居住人数の規模はどうなのかについても聞くほうが、より実態を把握でき、今後の議論に

とっても有用だと考えております。

今回の提案で、例えば資料 1 の 4 で言えば 13 ページの併設サービスの事業所番号と照らし合わせても分からないのであれば、併設、隣接の事業所がサ高住などのどれなのか、クロス集計もできるようにするか、あるいはそれぞれ同一建物の居住人数の規模も聞くのか、それらが回収率との兼合いで難しいのであれば 4 つの訪問先全体の占める割合が 1 人当たりの延べ訪問回数の多寡によって違いがあるのかどうか、分析できるようにすることも要望させていただきたいと思います。

また、訪問介護のデータをしっかり集めることが重要ですので、回収率を増やす取組については引き続き強化もお願いしたいと考えております。

以上になります。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

では、田中委員よろしく願いいたします。

○田中委員 ありがとうございます。田中でございます。

もろもろいろいろと熟考されたアンケートをつくっていただきましてありがとうございます。私のほうからは、要望でございます。介護テクノロジーに関しては、非常にこれから重要な位置づけになってくることは間違いなしだと思います。この調査対象サービスにおける令和 7 年度 4 月末時点の介護テクノロジーというところの設問に関してですけれども、見ていただくと非常に用語が分かりにくく、既に導入されている機器がこれらに該当するというふうに思われないかもしれないのではないかとこのことを心配しております。ですので、注釈をしっかりと追加していただくことを要望します。

また、この支援機器というふうに書かれておりますが、直接利用者さんに対する支援なのか、あるいは介護スタッフに対する支援なのかということも分かりにくくなっています。今後のことを考えると、こういった機器が本当に現場の介護テクノロジーとして現場を支えているのかということを読み解いていく必要があるアンケートをつくっていかねばいけないということと、どちらのほうをより支援することでそれらに用いられる補助金なのか、確保基金なのかといった振り分けのエビデンスなどにも活用することができると思いますので、支援の予測もできるかと思います。そういったところを踏まえて、今後活用できるような設問に若干の見直しをしていただけることを要望いたします。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょう。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

よろしゅうございますでしょうか。

様々な御意見をありがとうございました。それでは、事務局におかれましては各委員か

らいただきました御意見を踏まえて修正をしていただき、その修正内容については私に御一任いただくということで対応したいと思いますが、よろしゅうございますでしょうか。

(首肯する委員あり)

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、事務局はそのような形で手続を進めていただきますようお願いいたします。

次に、議題2の「令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る調査（令和7年度調査）の進め方及び実施内容について」の議論を行いたいと存じます。それでは、事務局より資料の説明をお願いいたします。

○堀老人保健課長 老人保健課長でございます。

資料2を御覧ください。令和6年度介護報酬改定の効果検証及び調査研究に係る令和7年度改定検証調査の進め方について御説明をさせていただきます。

令和7年度改定検証調査では4月頃に受託機関が決定した後、5月から6月頃に調査票を作成させていただきまして、7月から8月頃に介護報酬改定検証研究委員会及び介護給付費分科会で御審議をいただく予定としております。

その後、8月頃に調査票を配布いたしまして調査を実施いたします。

調査結果は、来年の2月から3月頃に介護報酬改定検証研究委員会及び介護給付費分科会に御報告をさせていただく予定でございます。

続きまして資料3を御覧ください。

1 ページ目、調査の「目的」でございますけれども、「令和6年度介護報酬改定に関する審議報告」に示された今後の課題を踏まえまして、令和6年度介護報酬改定の効果検証や、審議報告において検討が必要とされた事項等に関する調査研究を行うための資料を得ることを目的として実施をするものでございます。

令和7年度は、4つの調査研究事業を実施する予定でございます。

2 ページ目を御覧ください。

まず1つ目の調査でございますが、「高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業」について御説明させていただきます。

「調査目的」でございますが、令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の今後の課題といたしまして、「連携体制に係る実態や課題等を把握した上で、連携体制の構築を推進するために必要な対応を行うとともに、次期介護報酬改定に向けて引き続き検討していくべき」とされたこと、また、感染症への対応として、「都道府県における協定締結の状況や高齢者施設等における連携の取組状況を把握し、更なる連携の強化に向けた対応を検討していくべき」とされたことを踏まえまして、施設サービス及び居住系サービスについて、協力医療機関との連携の実態や協定締結医療機関との連携状況、協力医療機関との連携に向けた自治体による支援の状況を調査することで、今回の計画期間中における連携体制の更なる推進及び次期改定に向けた検討に資する基礎資料を作成することを目的としております。

次に具体的な調査内容でございますけれども、「調査客体」につきましては令和6年度調査時の調査客体に加えまして「都道府県、市区町村」を対象に実施をする予定でございます。

続いて「主な調査項目」につきましては、令和6年度調査時の調査項目に加えまして、「自治体における施設等と医療機関との連携状況の把握や支援の状況」を把握することとしております。

以上の調査により、協力医療機関との連携の実態、推移や課題、自治体による支援の状況等を調査することで、今回の計画期間中における連携体制のさらなる推進及び次期改定に向けた検討に資する基礎資料を作成したいと考えております。

続いて、3ページを御覧ください。

2つ目の調査でございます「令和6年度介護報酬改定におけるLIFEの見直し項目及びLIFEを活用した質の高い介護の更なる推進に資する調査研究事業に関する調査研究事業」について御説明をさせていただきます。

「調査目的」ですが、令和6年度介護報酬改定におけるLIFEの見直し項目による効果について調査を行うことを目的に実施することとしております。

また、令和5年度事業に引き続き、LIFE関連加算を算定している事業所におけるLIFEの利活用の実態及び課題を把握するとともに、LIFE関連加算を算定していない事業所におけるLIFE導入に係る課題を把握し、LIFEの更なる利活用に向けた検討を行う予定でございます。

次に具体的な調査内容ですが、「調査客体」はLIFEの対象となる介護サービスを対象に実施をする予定でございます。

「主な調査項目」でございますが、「令和6年の介護報酬改定におけるLIFEの見直し項目による効果」、「LIFE関連加算を算定している事業所におけるLIFEの利活用の実態・課題」、「LIFE関連加算を算定していない事業所におけるLIFE導入に係る課題」を把握することとしております。

以上の調査により、次期報酬改定に向けた検討に資する基礎資料を作成したいと考えております。

続いて、4ページを御覧ください。

3つ目の調査でございます「一部の福祉用具に係る貸与と販売の選択制の導入に関する調査研究事業」について御説明させていただきます。

「調査目的」でございますが、令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の今後の課題として、「選択制の導入やその他の見直しに係る効果・課題等について引き続き調査検証を行う」とされたことを踏まえまして、貸与と販売の選択制の検証や福祉用具貸与事業所と居宅介護支援事業所の間の業務の連携について調査し、今後の基礎資料を得ることを目的に実施することとしております。

具体的な調査内容についてですが、当該調査ではアンケート調査、ヒアリング調査に加

え、介護保険総合データベース分析を実施する予定でございます。

「調査客体」については、アンケート、ヒアリング調査を「福祉用具貸与と販売事業所」、「居宅介護支援事業所」、「保険者市区町村」を対象に実施する予定です。

また、介護保険総合データベースの分析については選択制が導入された令和6年4月以降のデータを対象に実施をする予定です。

続いて「主な調査項目」については「事業所の基本情報」、「サービス実施状況」、「選択制対象の用具について貸与または販売への影響」、「販売後のモニタリング等への利用者へのフォローアップの状況」、「介護保険総合データベースを用いたレセプト情報の集計分析により、選択制の導入」による介護給付費等への影響を把握する予定です。

以上により、次期報酬改定に向けた基礎資料を作成したいと考えております。

最後に、5ページを御覧ください。

4つ目の調査でございます「介護現場における生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりに資する調査研究事業」について御説明させていただきます。

「調査目的」ですが、令和6年度介護報酬改定に関する審議報告の今後の課題として、生産性向上推進体制加算や特定施設におけるテクノロジーを活用した場合の人員配置基準の特例的な柔軟化等について、利用者の安全、介護サービスの質、職員の負担軽減にどのような影響があったか等、施行後の状況を把握・検証していくべき旨が明記されたことを踏まえまして、介護現場におけるテクノロジーの導入・活用状況やその効果について把握するとともに、令和6年度介護報酬改定の効果検証を実施し、更なる介護現場の生産性向上の方策を検討するための課題等の整理を行うことを目的に実施することとしております。

次に具体的な調査内容でございますが、「調査客体」はテクノロジーの活用状況等について、全サービスを対象にアンケート調査、ヒアリング調査を実施する予定です。

介護報酬改定の影響調査については、テクノロジーを活用した場合の加算、または人員配置基準の緩和等を算定、または適用している事業所を対象にアンケート調査、ヒアリング調査を実施することとしています。

続いて「主な調査項目」ですが、全サービスを対象とした調査においては「施設、事業所の基本情報」、「テクノロジーの導入、活用状況やその効果」、「各種テクノロジーに関連した加算等の届出状況」等を調査集計し、サービス類型毎にテクノロジーの導入、活用実態の効果を分析し、次期介護報酬改定において評価すべきテクノロジーやサービス等の検討に資するデータを整備することとしております。

テクノロジーを活用した場合の加算、または人員配置基準の緩和等を算定、または適用している事業所については、算定または適用前後における「業務のオペレーションや安全に関する体制の変化」、「ケアの質や職員の負担への影響」等についても調査分析を予定しております。

以上の調査によりまして、令和6年度介護報酬改定の検証を行うとともに、次期介護報酬改定においてテクノロジーの評価方法や加算要件等を検討する際の基礎資料を作成した

いと考えております。

資料の説明は以上でございます。

○田辺分科会長 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま説明のございました事項について御意見、それから御質問等がございましたら御発言をよろしくお願いいたします。

では、及川委員よろしく申し上げます。

○及川委員 ありがとうございます。

日本介護福祉会の及川でございます。私のほうからは、介護現場における生産性の向上等を通じた働きやすい環境づくりに関する調査研究事業についてでございます。

生産性向上の取組はICT介護ロボット等、デジタルテクノロジーの導入が目的ではなく、提供する介護サービスの質を向上させることこそが重要であると考えます。この趣旨で、記載をされておりますが、このことを踏まえた調査をぜひともお願いしたいと思います。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

では、東委員よろしく申し上げます。

○東委員 ありがとうございます。

質問と資料を提出しておりますので、その説明をさせていただきます。

まず資料3の5ページ、生産性向上に関する調査研究事業でございます。介護現場における生産性向上といいますと、生産性向上イコール介護ロボット、ICT機器の導入といういわゆるテクノロジー導入というふうに考えがちでございます。

しかし、そもそもこれは大島元老健局長の時代に立ち上げた介護現場革新会議に端を発して現在に至っていると承知しております。その際も私もその委員になっておりましたが、タスクシフト、それからICT・介護ロボットの活用、介護の魅力発信という三本柱で始まったものというふうに記憶しております。

さらには、令和6年度介護報酬改定で創設されました生産性向上推進体制加算の要件には職員間の適切な役割分担、いわゆる介護助手等の導入、活用の取組を行っていることというタスクシフトが必須要件となっております。

その上で質問ですが、今回のこの「調査客体」のマル1に「テクノロジーの活用状況等調査」とございますが、この「等」の中にはいわゆるタスクシフトという内容が含まれるのかどうかということを質問します。

続けて、先日行われました2040年に向けたサービス提供体制の在り方検討会で私がプレゼンをしました内容を少し御紹介したいと思います。

私の委員提出資料をご覧ください。2ページには、介護現場における生産性向上の取組には先ほど申しましたようなICT導入とタスクシフト、この2つが必須であるということをポンチ絵で示しております。

実際に介護助手が担う周辺業務というものも3ページに書かせていただきました。多く

は元気高齢者が介護助手を務めております。さらには、及川委員からもございましたが、やはりここに書いてございますように介護現場では起床、食事、入浴、その他の場面で本当に多くの周辺業務が存在しているわけがございます。これらを介護助手が担うことにより、介護福祉士が本来の質の高い身体介護を担うことができるわけですので、ぜひこういうタスクシフトということを進めるべきであると考えます。

さらに、最後のページには、私がおります「いこいの森」という老健施設で介護助手を導入したグラフを示しております。青色の正職員の数はほぼ横ばいでございます。赤色が介護助手でございますが、28年から導入して31年には23名程度になっております。それと同時に、パートタイマーの介護職は減っております。

何よりも注目していただきたいのは、平成31年に介護助手が20人を超えた辺りから正職員の残業時間が大幅に減っております。このように、現場の介護職員の職場環境の改善、労務負担の軽減には役立つということでもありますので、生産性向上イコールテクノロジー導入ということだけにこだわらず、きちんとタスクシフトの部分も調査していただきたいと思います。

この「等」に含まれるか、質問でございます。

○田辺分科会長 では、回答のほうをお願いいたします。

○峰村高齢者支援課長 高齢者支援課長でございます。

御質問ありがとうございます。委員が御指摘のとおり、生産性向上の取組を進めていく上ではテクノロジー導入だけでは十分ではないと認識してございまして、今回の生産性向上体制加算の中にもテクノロジー導入だけではない要件も設けてございます。

そういうことで、御質問にございました2のマル1の「等」にタスクシフト等が含まれるかという御質問については、それは含まれるというふうに認識してございます。

○田辺分科会長 東委員、よろしゅうございますか。

○東委員 はい。

○田辺分科会長 では、新田参考人よろしくをお願いいたします。

○新田参考人 ありがとうございます。

資料3の別紙1の「高齢者施設等と医療機関の連携体制及び協定締結医療機関との連携状況等にかかる調査研究事業（案）」について、1点意見を申し上げます。

協力医療機関に関する届出につきましては、本県でも2月末を期限として対象施設に提出をお願いしているところでございますが、本県が行ったアンケート調査によりますと、連携の構築が進んでいない地域も多くあるという現状です。連携が進んでいない原因としては、医師の働き方改革や地域における医師不足に起因する医療側の休日・夜間対応の難しさや、介護側の対応力不足に加え、日頃からの医療と介護のコミュニケーションの場が少ないことなどを伺っております。

本県でも医師会との協議などを実施いたしておりまして、連携構築を進めておりますところではございますが、地域ごとに実態や課題が大きく異なることもあり、効果的な対策

に苦慮している状況です。

今回の調査は、自治体における実態把握や要因分析のためにも貴重な資料となりますので、具体的な現状や課題の把握につながる調査項目の設定や、調査結果の丁寧な分析を行っていただきますようお願い申し上げます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、小泉委員よろしく願いいたします。

○小泉委員 ありがとうございます。

まず別紙1で連携体制についてでありますけれども、医療と介護の連携について全国老施協が把握している限りでは、地域ごとの事情もあり、必ずしも良好に進んでいるとは言えない状況です。進展が見られない理由を明確にして、今後の方向性や支援策を具体的に示すべきと考えます。

次に、別紙2はLIFEについてですが、LIFEのフィードバックが順次進められていますけれども、介護現場ではどのように活用されているのか、その実態把握は非常に重要と考えます。科学的介護の推進状況を確認し、今後の方向性や課題を明確にしていきたいと思います。

また、自立支援、重度化防止に向けた対応を推進するために、評価項目の設定にも十分な配慮、工夫が必要と考えます。

次に別紙4でありますけれども、生産性の向上についてであります。生産性の向上は介護業界にとっても喫緊の課題であり、現状把握を行うことは非常に意義のある調査研究であると考えます。可能であれば、現場の職員の意向や意見、評価などを聴取できるような工夫をお願いしたいと考えます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、石田委員よろしく願いいたします。

○石田委員 ありがとうございます。

私のほうは、別紙4の「介護現場における生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりに資する調査研究事業」というところです。この資料を読み深めていきますと、まずは生産性向上を目指してテクノロジーを積極的に活用し、そうしていけば人員基準の緩和というところが成果として目指していけるというような意図を読み取ってしまうのですが、このように読み取るのは私だけなのかどうか。

つまり、本来、生産性の向上であっても、それからテクノロジーの導入であっても、もともとの目的というのは、介護現場のスタッフにとって働きやすい職場環境づくりというところだと思うのです。そうすると、働きやすい職場環境づくりに資するためにテクノロジーなどを導入することも含めて、本来的には「主な調査項目」にありますけれども、その後半に書かれている、「ケアの質が担保されているかどうか」であるとか、「安全体制

が確保されているかどうか」、そして「職員の負担がちゃんと軽減されたかどうか」といった内容を検証した上で、その結果に基づいて人員基準の緩和等なども将来的に見通せるのではないかと、こういう順番でないと、この調査の目的というのは本来のものではないような気がしております。

先ほど東先生もおっしゃいましたけれども、テクノロジー導入を反対するわけではありません。ただ、この生産性向上というか、働きやすい環境づくりというのはテクノロジー導入だけで解決する問題でもないわけです。ここの点に関して、私たちは読み違えないように、しっかり検証していく必要があると思います。

そのためにも、生産性向上、テクノロジーの導入、人員基準の緩和というのが3点セットで述べられるのではなく、何を本当に求めているかという点をまずは押さえるべきと思います。求めていることは働きやすい職場環境の体制整備であり、それは利用者のケアがきちんと担保される、保持されるということであって、さらに利用者の安全が確保されて職員の負担も軽減される。この点をきちんと据えた上でこの調査というのも行われたいといけないと感じましたので、意見として申し述べておきたいと思います。

以上です。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、田母神委員よろしく願いいたします。

○田母神委員 ありがとうございます。

2点、意見でございます。

別紙1の高齢者施設等と医療機関の連携体制の構築ということで、こちらについては今後一層重要性が増していく点であると考えております。

調査客体、調査項目につきまして、事業所や行政に関する調査を実施されるということではありますが、先ほども御発言がありました医療機関側が抱える課題ということに関しまして、医療機関に直接調査をすることが必要かどうかというところは、令和6年度調査で施設に対する調査が既に行われている結果も踏まえて、その必要性についても御検討をいただきたいと考えております。

もう一点は、別紙4の「介護現場における生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりに関する調査研究事業（案）」につきまして、ケアの質、安全体制、職員の負担軽減という、これらの視点に関して管理者の視点のみとならないように利用者、そして御家族、職員に対する調査も必要であると考えておりますので、意見として申し上げます。

以上でございます。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

それでは、鎌田委員よろしく願いいたします。

○鎌田委員 ありがとうございます。

私は資料3の別紙3の福祉用具についてですけれども、調査項目の中に利用者の影響というものがありますが、どんなことを想定されてこの項目があるのか、具体的に想定され

ている内容についてお教えてください。

2つ目は働きやすい職場環境というところで、私も石田委員がおっしゃったことで、働きやすい職場環境はテクノロジーを入れることで人員を緩和していくというところにどうしてもこの質問、調査がいつているような気がいたします。

職員の皆さんがよくおっしゃるのは、利用者さんの笑顔が自分たちのやりがいである。利用者の笑顔があるということは、介護の質が上がっていったという実感があるということがあると思います。だから、その辺りがきちんと調査の中で出てくるような、働きやすい職場というのは職員の皆さんがやりがいを持って働ける職場であると思うので、現場の職員の皆様の声ですね。

それから、先日もちょっとお伺いしたときに、テクノロジーを入れてICTを導入したことで利用者とのコミュニケーションの時間が取れるようになりましたというようなお声がありましたけれども、では利用者側から見たときはどういうふうな声があるのかというところも聞ける利用者にはぜひぜひ聞いていただかないと、一方通行の調査になってしまい、本当にICTの導入が人員緩和のほうに走っていつてしまうような危惧を持つてしまう調査になっているように思いましたので、再度の御検討をお願いいたします。

私からは以上です。

○田辺分科会長 では、一旦御質問がございましたけれども、利用者への影響というのは具体的に何なのかということです。

○峰村高齢者支援課長 高齢者支援課長でございます。

御質問の点につきましては、選択制を導入した際に単に販売して終わりではなくて、販売した後のフォローの体制についても一定、事業者のほうに求める制度にしました。ここで具体的に想定しているのは販売を選択された利用者の方がその後、事業者から受けるサービスがどうなっているのか、必要な時にメンテナンスが受けられているのかどうか、そういった点で確認することを想定しておりますけれども、詳細についてはさらに検討を深めてまいりたいと思います。

○田辺分科会長 鎌田委員、よろしゅうございますか。

○鎌田委員 分かりました。

○田辺分科会長 それでは、田中委員よろしくをお願いいたします。

○田中委員 ありがとうございます。

私からは、総論的なお願いでございます。大変こういった重要な調査でございますけれども、同じような老健事業の調査が多数見受けられるかと思えます。担当課が別でも担当者を相乗りするなどして、同じような内容の老健事業の調査結果を局内でしっかりと共有していただき、それらの結果を突合してデータの正確性を評価していただければと思います。

また、今後は調査をできる限り集約し、現場の回答の負担を軽減させるようにということをお願いしたいと思えます。

以上でございます。

○田辺分科会長　ありがとうございました。

それでは、濱田委員よろしく申し上げます。

○濱田委員　ありがとうございます。

まず別紙１の施設と医療機関の連携体制の調査研究事業についてでございますが、連携に関する会議では圏域内で特定の病院等にやはり集中する地域も見られておりまして、普及推進や医療機関側の負担軽減のためにも、できるだけ多くの医療機関に参画していただけるかなどの方策なども、もし可能であれば検討いただければ幸いです。

また、協力病院と医療機関との情報共有や対応の確認等につきまして、例えば今後入院ほか診療の求めを行う可能性がある利用者等でありまして、当該医療機関に未受診である場合には具体的なやりとりになりにくい場合もありますので、情報作成の負担の程度にも配慮しつつ、あらかじめどのような情報共有が行えるとよいかなどの指針のようなものの普及などがあると、ありがたいかと思っております。

別紙２のLIFEについてでございますが、掲載が開始されましたフィードバック用の普及促進と、引き続き入力負担の軽減方策について検討を期待しております。

別紙３の福祉用具の貸与と販売の選択制につきましてですが、厚生労働省様をはじめ各関係団体様の御協力もありまして、研修や説明会等を実施していただきましてスムーズにスタートできているのではないかと考えております。今後は業務負担軽減の観点にも着目いただきまして、貸与と販売の選択制プロセスについて調査結果を鑑みつつ、徐々にでも構いませんので相互に簡素な手続となるよう期待をいたします。

別紙４の生産性向上等についてでございますが、24時間の中で施設だけでなく在宅も含め、早朝、夜間、深夜、休憩時間帯、オンコール連絡体制など、人員確保が難しい時間帯におきまして安全を担保しつつ、見守り等テクノロジーで代替できる範囲を加算対応内容部分も含めましてできるだけ明らかにしていただければ幸いです。

以上でございます。

○田辺分科会長　ありがとうございました。

それでは、松野参考人よろしく申し上げます。

○松野参考人　連合の松野です。

調査の進め方については異論ございません。

別紙１の高齢者施設等と医療機関の連携体制の構築については、連携が現場でどのように生かされているのか、把握できる調査研究を期待したいと思っております。

また、別紙４の生産性の向上等を通じた働きやすい職場環境づくりに資する調査研究事業につきましては、テクノロジーを活用した場合にとりわけ人員基準の緩和を行っている事業所においては職員の負担軽減がどうなったのか、また課題が生じていないのかなど、分かる選択肢づくりとともに実際に携わっている職員の声を拾える自由記述の設定など、メリットだけでなく課題も丁寧に把握できる調査研究になるようお願いしたいと思います。

以上になります。

○田辺分科会長 ありがとうございます。

ほかはいかがでございましょう。

よろしゅうございますでしょうか。

それでは、事務局におかれましては本日各委員からいただきました御意見等を十分に踏まえた上で、引き続き調査の中身等を詰めていただきますようお願い申し上げます。

次に議題3、こちらは報告事項でございますけれども、「福祉用具の給付実態における上限価格設定の影響について」、報告をお願いしたいと思います。それでは、事務局のほうより資料の説明をお願いいたします。

○峰村高齢者支援課長 高齢者支援課長でございます。

資料4を用いまして御説明させていただきます。

2ページに「背景と分析内容について」をまとめてございます。

背景としましては、当分科会で取りまとめいただきました審議報告の中で、福祉用具貸与に係る上限価格に関して物価上昇への対応について検討するために、貸与価格の上昇等に関する実態を引き続き半年に1度程度把握すべきだというふうにされたことを踏まえまして、上限価格の改定を昨年の4月に行いましたけれども、昨年の4月から6月の請求実績に基づいて分析を行ったものでございます。

用いたデータとか、あるいは分析内容につきましては2ページに記載のとおりでございまして、結果については6ページ以降で御説明をさせていただきますが、その後の3ページ、4ページに参考資料としておつけしておりますが、福祉用具の概要と上限価格の設定方法でございます。

福祉用具の貸与につきましては、基本的に公定価格ではなくて市場の価格競争を通じた適切な価格になるような自由価格になってございますけれども、価格のばらつきを抑制して適切な価格とする観点から上限価格というものを設定してございます。具体的には、月平均100件以上の実績がある商品については請求実績から平均貸与価格を算出しまして、それに1標準偏差を加えた価格を上限価格としております。それを上回る価格の請求につきましては保険給付の対象外とするような形で、平成30年10月から運用してございます。

5ページを御覧いただきたいと思います。

これは、令和5年11月に当分科会に提出しました資料でございます。この資料を提出することになった背景としまして、当時業界団体からは物価高騰の影響ということで、そもそも貸与価格というものが上限価格と同じような商品につきましては物価高騰の影響を反映させることが難しいのではないかという御意見をいただいております。その影響について当時分析を行った資料でございます。

図表に書いてありますように、上限価格と同額以上の請求件数が全請求件数に占める割合とその商品数ということでございますけれども、貸与価格が上限価格と同額以上となっている請求で割合が高いものを表してございます。「同額以上」というのは、改定前のデ

ータを活用したので「以上」となっていますが、基本的には上限価格と貸与価格が同じ請求件数がどれだけの割合を占めているかということで、50%以上の事業所が上限価格と同じ設定をしているものを当時、我々は高い割合だというふうに認識してこのデータを出しております。当時は155件の商品で、全体の3.7%の商品がその割合が高いものだったというところでございます。

右側のほうは、その内訳としまして約6割程度が自社製品として販売しているもので、残りはメーカーが自社グループの対応事業所を通じて供給しています、いわゆるOEMの商品と考えてよいものというふうに認識しております。当時はメーカーからのヒアリングで把握しておりますので、OEMというような整理にしてございませんでしたけれども、それと同等のものというふうに考えてございます。

次に、6ページからが今回の分析結果となっております。

昨年4月から6月のデータで分析をしております。それで、前回の分析と同じように貸与価格が上限価格と同額である価格設定の割合が高いものを示してございます。160件、全体の3.8%がそういう商品でございました。

それから、右のほうが分類でございすけれども、約6割程度が自社製品、これは輸入品も含めて計上しております。残り3割程度がOEM製品というふうに整理してございます。これは、前回の分析と同じような傾向であったということが確認できます。

7ページは、それを月ごとに分析した結果でございす。

続いて、8ページがその上限価格と同額となっている商品の種目別の割合を見たものでございまして、最も高いのは補助杖で6.6%、続いて歩行器の6.5%でございすけれども、著しく高い割合となっているものはないというふうに捉えてございす。

続いて9ページでございすけれども、こちらは前回の令和3年の改定と今回の令和6年の改定時に上限価格が上昇した商品数がどれだけあるかというものを比較した結果でございす。結果として、令和6年度の改定におきまして上限価格が増額した商品というのは全体の中の約1割という結果でございましたけれども、これは令和3年の改定のときと比較しますと約1.9倍に増えているという結果でございす。

特に右側の令和3年と令和6年の改定を比べたところの表ですけれども、赤で表示している商品については1割以上の商品は上限価格が増えていたという結果になってございす。

続いて、次の10ページについては同様の結果を自社製品なのか、OEM製品なのかということで分析したものでございまして、前回の改定に比べて今回の改定は約6%程度でございすけれども、自社製品・輸入品の割合が増えているという結果でございました。

最後の11ページにまとめてございすけれども、貸与価格が上限価格と同額になっている請求が全請求に占める割合について見た場合、その件数や割合については改定前の分析と比べて大きな変化は今回見られなかったということでございす。

また、上限価格が増額された商品を見ますと、前回改定時の約1.9倍に増えてございす。

て、内訳としましても自社製品・輸入製品の割合が6%高まったという結果でありますことから、事業者のほうで価格を見直しやすい製品については物価高騰等の影響を受けて商品の貸与価格へ反映させる努力をしているということがうかがわれるのではないかと考えてございます。

今後の対応でございますけれども、今回御報告したのは改定後初めての分析でございますので、物価上昇に対応した仕組みの見直しの必要があるかどうかを継続的に確認、検討する必要がありますので、審議報告において半年に1度程度把握すべきとされたことを踏まえまして、次回は昨年10月から12月のデータを用いまして今回と同様の分析を行ってきたい。その際、貸与価格が上限価格と同額になっている請求の割合が高い商品が増加したなどの変化が確認された場合には、それが物価高騰の影響なのかどうかについてヒアリング等によって詳細に確認して、必要な対応について検討してまいりたいと考えてございます。

御説明は以上でございます。

○田辺分科会長 御説明をありがとうございました。

それでは、ただいま説明のございました事項について御意見、それから御質問等がございましたらよろしく願いいたします。

では、東先生よろしくお願ひします。

○東委員 ありがとうございます。

資料4の4ページを御覧ください。

この福祉用具に関しましては、左の下に正規分布のグラフが載っておりますが、全国平均貸与価格プラス1SDというところで上限価格が決まっているわけでございます。先ほど御紹介がありました上限価格が上がるといったものが幾つかありましたが、この正規分布を見てみますと、上限価格が上がる場合は2種類考えられます。

1つはこの真ん中の全国平均貸与価格、これ自体が上がった場合は当然右に移行しますので上限価格は上がります。

さらに2つ目はこの正規分布が非常になだらかになった場合、この場合は全国平均貸与価格が変わらない、または下がっていたとしても分布が広がりますと当然上限価格は上がってきますので、この2つの場合があると思います。それを踏まえて9ページの上段のコメントに、物価高騰の影響により上限価格が上昇している品目を調べたところ10.9%であったということが書いてございます。上限価格が上がった場合でも物価高騰の影響のために上がったと言い難いことも考えられますので、できましたら10.9%の内訳、つまりその中で平均貸与価格が上がっているものがどれくらいあるのか。平均貸与価格が維持されている、もしくは下がっていて上がったものがどれくらいあるのかというようなデータを示していただくと、これが物価高騰を反映したものなのか、そうではないのかということも分かると思いますので、ぜひお示しいただければと思います。

以上です。

○田辺分科会長　ありがとうございました。

今の件は、コメントございますか。

○峰村高齢者支援課長　御質問ありがとうございます。

今回、上限価格が増加したのが336件ございまして、御質問がありました、そのうち平均貸与価格自体が上がっている商品が幾つかということでございますが、155ございました。全体の割合としては46%でございます。

逆に平均貸与価格が下がってはいるけれども上限価格が増加したものの、つまり分布状況はなだらかになって、結果的に上がったものにつきまして178商品でございました。ほとんど変わらないというものも3商品あったという結果でございます。

平均価格が上がった理由とか、あるいは分布の状況がなだらかになった。つまり、下げている事業所と上げている事業所があるというところで、その上げた理由について本当に物価高騰の影響かどうかということは、我々はヒアリングとか直接聞いているわけではないので断定することはできませんけれども、上げたところの理由としては物価高騰の影響も加味されたのではないかということや一定推察はできるのかなとは思っておりますが、断定的には申し上げにくいということは御指摘のとおりでございます。

○田辺分科会長　東委員、よろしゅうございますか。

では、濱田委員をお願いします。

○濱田委員　ありがとうございます。

各種の物価高騰は継続しておるようございまして、また例えば利用者全員に同意をいただかなければならない場合では費用の改定が難しい状況のようで、このような諸般の事情で事業者が物価上昇分の価格への転嫁を見合わせているような例も伺っております。このため、引き続き他の調査研究事業等も含め、影響調査と分析をお願いできましたらということでございます。

以上でございます。

○田辺分科会長　ありがとうございました。

ほかはいかがでございませうか。

では、松野参考人よろしくをお願いします。

○松野参考人　連合の松野です。

先ほどの東委員と同じところなのですけれども、私どもも9ページにあります「物価高騰の影響により」という記述ですが、これは価格上昇の理由を聞いた上でこのように書いているのかというところがちょっと疑問に思っておりました。

先ほど、断定はできないということでしたので、そうであるならばやはり11ページの今後の対応に書かれているように物価高騰の影響によって詳細に確認することが必要かと思っております。

以上になります。

○田辺分科会長　ありがとうございました。

ほかはいかがでございましょう。

よろしゅうございますでしょうか。

では、御議論をどうもありがとうございました。本日の審議はここまでにしたいと存じます。

最後に、次回の分科会の日程等につきまして事務局より説明をお願いいたします。

○村中総括調整官 次回の日程は、事務局から追って御連絡させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

○田辺分科会長 ありがとうございました。

それでは、本日はこれにて閉会といたします。お忙しいところ、御参集いただきましてありがとうございました。

それでは、閉会いたします。